令和2年4月1日から、健康保険の被扶養者の要件に「国内住所があること」が加わりました。

出していただく場合が

あります。

国内居住要件のチャート

いいえ 被扶養者となる人は日本国内に住所がありますか? (日本国内に住民票はありますか) 被扶養者となる人は日本国籍ですか? しいいえ はい 日本の滞在目的(ビザ)が次の内容以外のものですか? ①医療機関に入院し、医療を受ける「医療滞在ビザ」の 人、またその世話をする人 ②1年を超えない期間滞在する「観光・保養を目的とす るロングステイビザ」の人 いいえ はい 三親等内の親族で生 計維持などの要件を 被扶養者になること 三親等内の親族で生 満たすと、被扶養者に はできません 計維持などの要件を なることができます 満たすと、被扶養者 ⇒現在加入してい ※住民票が国内にあっても、 になることができます 海外で就労していて、明ら る方は令和2年4月 かに日本での居住実勢がな 1日で削除となりま ⇒追って、ビザや在 い場合は要件を満たさない す。削除の届出が 留カードの写し等を提 ことになります。

必要です。

国内居住要件の例外に該当していますか?【】内添付書類の例

- ①外国に留学する学生【ビザや学生証の写し等】
- ②外国に赴任する被保険者に同行する人【ビザや海外赴任辞令等】
- ③観光、保養。ボランティア活動など、就労以外の目的で一時的に海外に渡航している人
- ④被保険者の海外赴任期間にその被保険者との身分関係が生じた人で、外国に赴任する被保険者に同行する者と同等と認められる人(海外赴任中に生まれた子供、現地で結構した配偶者など)
- ⑤上記以外で、海外目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎が あると認められる人

三親等内の親族で生計維持などの要件を満たすと、被扶養者になることができます

はい

- ⇒①·③に該当する方は【添付書類】の提出 が必要です。
- ⇒②·④に該当する方は【添付書類】の提出 は不要です。
- ⇒④に該当する方で令和2年4月1日以降 に新規で被扶養者申請する方は【添付書 類】が必要です。

被扶養者になることはできません

いいえ

⇒現在加入していう 方は令和2年4月1 日で削除となります。 削除の届出が必要 です。